

**「住宅耐震化に係るプッシュ型意識啓発の実現に向けたモデル事業」
業務委託公募型プロポーザル募集要項**

1 趣旨

「住宅耐震化に係るプッシュ型意識啓発の実現に向けたモデル事業」業務委託を行うに当たり、本要項のとおりプロポーザルを実施する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「住宅耐震化に係るプッシュ型意識啓発の実現に向けたモデル事業」業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙「住宅耐震化に係るプッシュ型意識啓発の実現に向けたモデル事業仕様書(案)」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 契約形態

県、宍粟市及び受託者による三者契約とする。

なお、本業務に係る委託料は全額県が負担する。

(4) 業務委託料の想定

本業務の委託料は7,591千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)以内とする。

(5) 業務委託の期間

契約日から令和9年2月26日まで

3 応募資格

本業務の契約相手方を特定するための公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に応募することができる者は、次の全ての要件を満たすものであること。

(1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。

(2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。

(3) 業務の実施にあたり、本県又は宍粟市との打合せ等に適切に対応することができること。

(4) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額)以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。

(5) 本県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に掲載されている者で、都市計画及び地方計画部門を希望し、建設コンサルタント登録規程の都市計画及び地方計画部門に係る登録を受けており、兵庫県又は大阪府内に本社、支社又は営業所等が存する者。

(6) 技術士、一級建築士又はこれらと同等の能力があると認められる者が業務を担当すること。

(7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書(5(2)に掲げる書類をいう。以下同じ。)の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

- エ 本県又は宍粟市が賦課徴収するいずれかの県税又は市税を滞納している者
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

4 公募スケジュール

| | |
|--|---------------------------------|
| 公募開始 | 令和8年5月18日（月） |
| 質疑の受付 | 令和8年5月18日（月） ～5月25日（月）午後5時まで |
| 応募表明書の提出 | 令和8年5月25日（月）午後5時まで |
| 質疑に対する回答 | 令和8年5月27日（水） |
| 応募書類の提出 | 令和8年6月5日（金）午後5時まで |
| 公募型プロポーザル審査会開催 （プレゼンテーション、受託候補者の特定） | 令和8年6月10日（水）（予定） |
| 契約の締結 | 受託候補者決定後、速やかに |

5 応募の手続等

(1) プロポーザルの応募意思の確認

本プロポーザルへの応募を予定する者は、応募表明書【様式1】を提出すること。

- ア 提出方法：電子メール（必ず電話で着信確認を行うこと。）
- イ 提出期限：令和8年5月25日（月）午後5時まで
- ウ 提出先（事務局）：兵庫県まちづくり部建築指導課 担当：井上、今村
電話：078-362-4340
E-mail：kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp

(2) 応募書類の提出

ア 提出書類

| | 名称 | 所定様式 | 任意様式 | 部数 |
|---|--------------|------|------|-----|
| 1 | 応募申請書 | 様式2 | | 2部 |
| 2 | 企画提案書 | | ○ | 10部 |
| 3 | 応募者概要・業務実施体制 | 様式3 | | 2部 |
| 4 | 経費積算見積書 | 様式4 | | 2部 |

※ その他、必要に応じて、追加資料を依頼することがある。

※ 提出部数について、電子メールでの提出の場合は、1部ずつとする。

(ア) 企画提案書（様式自由）

- ・応募者のノウハウを生かした提案を行うこと。
- ・企画提案書は、A3判横2ページ以内、文字のサイズは10ポイント以上とし、次の記載内容に対する提案とする。なお、提案に当たっては具体的な手法等を示すとともに、表現方法については、文章、図表等を用い視覚的に分かりやすくまとめること。

【記載内容】

仕様書、本県及び宍粟市における住宅の耐震化施策等を確認の上、本県及び宍粟市の特性等を踏まえ、以下の項目について、応募者の考えを提案すること。

a 宍粟市における旧耐震基準住宅リストの整備に関する提案

【記載例】

- ・リストの記載事項に加えるべき項目（理由やデータの入手方法等を含む）
- ・その他効果的な整備手法や実務上の工夫
- ・リストの維持管理上の工夫 など

b 宍粟市における意識啓発手法の検討に関する提案

【記載例】

- ・住民の行動変容を促すための工夫
- ・市町職員の人員体制や地域ごとの特性（密集市街地や山間部等）等を踏まえた効率的かつ効果的な啓発の手法
- ・優先順位付けや段階的实施など実現可能性を高めるための工夫
- ・一部の地域を対象としたプッシュ型意識啓発の実践に係る提案 など

c 県内市町への周知に関する提案

【記載例】

- ・宍粟市での成果を、県内の他市町へ展開するための工夫
- ・県内の他市町が早期に取組を開始できるための工夫
- ・必要となる作業項目やその役割分担
- ・空き家対策や地震ハザードマップの作成など、関連施策においてデータを有効に活用できる方法 など

d 業務の工程及びスケジュール

e その他（他府県の先進事例や本県及び宍粟市の現状・地域特性等を踏まえた、業務効果を高める独自の追加提案など自由提案）

※ 審査の公平性を期するため、企画提案書には社名や、担当者の氏名、事業者を特定できる情報は記載できないものとし、提出の際に当該記述があった場合には、指定期日内に修正を行うこと。

※ 図表、写真などを活用し具体的に提案すること。

※ 他の事業者と比べたときの優位性（アピール点）も記載すること。

※ その他、自由にPRしてください。

(イ) 応募者概要・業務実施体制（様式3）

- ・応募者の概要及び今回業務の実施体制について記載すること。
- ・今回業務の実施に当たっては、業務責任者及び主たる業務担当者を置くこと。
なお、技術士、一級建築士又はこれらと同等の能力があると認められる者が業務を担当すること。

(ウ) 経費積算見積書（様式4）

- ・業務の実施に必要な経費を積算すること。

イ 提出方法：電子メール、持参又は郵送

ウ 提出期限：令和8年6月5日（金）午後5時まで

(3) 提出先及び留意事項

ア 提出先（事務局）

兵庫県まちづくり部建築指導課 担当：井上、今村
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話：078-362-4340

E-mail：kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp

イ 留意事項

持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から5時までの間とすること（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

郵送による場合は、あらかじめ電話等により事務局に連絡した上で、書留郵便な

ど配達記録が残る方法により、提出期限内に事務局に必着するよう提出すること。
 なお、提出された書類等に変更が生じた場合には、変更した書類等を提出期限までに事務局に提出すること。

6 質疑・回答について

本プロポーザルに関する質疑については、以下のとおりとする。

(1) 質疑の受付

- ア 提出書類：質疑書【様式5】（ワード形式で作成すること。）
- イ 提出方法：電子メール（必ず電話で着信確認を行うこと。）
- ウ 提出期限：令和8年5月25日（月）午後5時まで
- エ 提出先（事務局）：兵庫県まちづくり部建築指導課 担当：井上、今村
 電話：078-362-4340
 E-mail：kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp

(2) 質疑に対する回答

質疑の内容及びそれに対する回答については、令和8年5月27日（水）までに全ての応募者に対して、電子メールで通知する。

ただし、関係者等への確認を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は、県から期限までに回答できない旨と回答期日について連絡する。

7 審査

(1) 審査の方法

- ア 契約相手方の選定を行うため、県は、公募型プロポーザル審査会を設置する。審査会において、原則として応募者によるプレゼンテーションを実施する。実施する場合は、応募者に対して別途通知する。
- イ 以下の項目について審査の上、契約相手方を選定する。

| 評価項目 | | 評価基準 | |
|--------------|-----|---|----|
| | | 評価の視点 | 配点 |
| 業務実施体制及び業務実績 | | <ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者及び主たる業務担当者の業務実施体制及び類似又は関連業務の実績が明示され、それぞれ能力があると認められるか ・業務を円滑に推進できる実施体制となっているか | 5 |
| 企画提案の内容 | 的確性 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容及び目的が十分に理解されているか ・着眼点や課題分析が適切かつ論理的に整理されているか ・リスト整備や啓発手法検討の実施方針が妥当か ・本県及び宍粟市の特性を踏まえた提案になっているか ・県内市町への展開を見据えたモデル事業としての創意工夫がなされているか | 20 |
| | 実現性 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の工程やスケジュールは妥当なものとなっているか ・実務上の工夫により作業が効率化されているか | 15 |
| 総合評価 | | <ul style="list-style-type: none"> ・プレゼン全体を通して熱意や意欲が感じられるか ・質問に対する回答が的確であるか | 10 |
| 合 計 | | | 50 |

(2) 企画提案の評価基準

(1)の評価の視点を踏まえ、項目ごとに提案内容を採点する。

(3) 審査結果の連絡

審査の結果は、各応募者に対して、電子メールで通知する。

8 審査対象からの除外

次の事項のいずれかに該当する応募者は、審査の対象から除外する。

- (1) 3の応募資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提出した資料に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 提出期限までに応募書類の提出がなかったとき。
- (4) 経費積算見積書の額が2(4)の金額を超えているとき。
- (5) 不正行為があったとき。

9 受託候補者選定後の手続

(1) 委託契約（令和8年6月予定）

県及び宍粟市は、受託候補者の選定後、受託候補者と委託契約を締結する。

(2) 委託業務の内容

県は、委託業務の内容について、応募書類の内容や審査結果等をもとに詳細を決定する。その際、仕様書の内容を一部変更する場合がある。

10 その他（留意事項等）

- (1) 応募に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出された書類の返却は行わない。
- (2) 応募図書は審査のためのみに使用するが、公表の必要がある場合は、公募する事業者の了解を得た上で、その全部又は一部を公表することがある。
- (3) 応募する提案は各者1提案に限る。
- (4) 応募者が多数の場合、事務局において7の評価項目等に基づき事前審査を行い、審査会に諮る応募者を選定する。
- (5) 応募者が1者の場合、審査会において業務遂行能力及び企画提案書の内容について審査・評価の上、当該応募者が仕様書に定めた業務を適切に実施することができると認められる場合においては、同者を受託候補者として特定するものとする。
- (6) 契約締結は審査結果通知後速やかに行うものとし、契約締結後は速やかに契約書及び仕様書に従って本業務を実施する。
- (7) 受託者が契約書に記載する条項に違反したときは、当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払を停止し、及び受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。
- (8) 企画提案書に記載した従事予定者は、原則として変更できない。ただし、病気休暇等のやむを得ない理由により、これを変更する場合は、当該従事予定者と同等以上の能力を有すると県が認めた者でなければならない。
- (9) 県は受託候補者が特定された後、同者と協議の上、同者の提案内容を踏まえた業務委託仕様書等の変更を行うことができる。
- (10) 本業務により制作される成果物等の著作権、所有権は、全て本県又は宍粟市に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。
- (11) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を本業務終了後5年間保存すること。
- (12) プロポーザル及び本業務上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

11 事務局（問合せ先・応募図書の提出先）

兵庫県 まちづくり部 建築指導課 防災耐震班 担当：井上、今村

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話：078-362-4340 FAX：078-362-4455

E-mail：kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp